

中部運輸局海上安全環境部

令和8年1月15日 14時00分発表

連絡先

中部運輸局海上安全環境部

運航労務監理官 吉田・北口・伊藤

TEL 052-952-8012

輸送の安全確保に関する命令の発出について (旅客不定期航路事業者)

令和7年10月5日、株式会社千鳥観光汽船が経営する旅客不定期航路事業（沼津港周遊航路）で運航する旅客船「ちどり」が沼津港内で着岸作業中、岸壁に船首から衝突する事故が発生しました。

これを受け、当局が、同年10月14日及び15日に、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程等の遵守義務に違反する事実が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日 令和8年1月15日

2. 事業者の概要

事業者名：株式会社千鳥観光汽船（代表取締役 後藤 武彦）
住所：静岡県沼津市内浦三津43-7

3. 命令内容

以下について講じた措置を、令和8年2月16日までに文書により報告すること。

- ① 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
- ② 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

- ③ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にすること。また、船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- ④ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第38条に基づき、船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図ること。
- ⑤ 船長は、安全管理規程第41条第2項に基づき、船舶の点検整備について、異常を発見したときは、直ちに異常のある箇所及びその状況並びにそれに対して講じた措置を運航管理者に報告すること。
- ⑥ 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、乗組員等に対して、安全管理規程その他関係法令などについて、理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施して周知徹底を図ること。
- ⑦ 船長は、運航基準第16条に基づき、入港着岸前、桟橋手前300m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施すること。

4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該違反により付された違反点数 19点
当該事業者に付された累積違反点数 19点